

第3回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第3回定例会

令和5年6月29日

開会 9時30分

閉会 11時30分

出席委員
(22名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員

6 杉田 修司

7 小宮山 信幸

出席職員
(7名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 佐藤 一弥
事務局 黒澤 しほ
事務局 鈴木 優
事務局 小林 千恵美

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階 大会議室

事務局

皆さんおはようございます。本日午後から小諸市農業委員会との交流会がありますので午前中に会議の開催で、朝早くからありがとうございます。

それではこれから定例総会を始めて参りますが次第に従いまして進めさせていただきます。まず、開会につきまして船田代理の方からお願いをいたします。

会長代理

例年の梅雨明けについては、7月19日くらいのようなようです。もうしばらくこのよううっとうしい天気が続くことだと思いますし、またコロナも第9波の兆しが見えているというお話もあります。体調管理については十分ご留意をいただいて健康で過ごしていければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

先ほど事務局からもお話しがありましたように、本日この総会の後に小諸市農業委員会の皆さんとの交流会が予定されています。大勢の皆さんにご参加をいただいて、交流していただくようにお願いします。

以上を申し上げましてただいまより、農業委員会第3回の定例総会を始めさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。続きまして、会長からご挨拶をいただきましてその後、議事進行まで引き続きお願いをいたします。

会長

改めましておはようございます。梅雨前線の谷間の中休みですが、これが過ぎたらまた降水量が多くなるので心配をしていますが、作業をされている方は、できるだけ自然災害を防げるような形をとってもらえればと思います。

27日の信濃毎日新聞のトップに「ブドウ農家眠れぬ・シャインの未開花」という記事が載っていました。長野県内でもかなりの地区に影響が出ているのではないかと思います。東御市に影響が出ているのであれば、関係者の皆さん方は農林課へ報告をしていただければありがたいと思います。農研機構・県試験場において早急な原因究明をしていただければ、農家のためにありがたいと感じています。

6月の農業委員会に関係する会議は6月6日に青年等就農計画認定委員会がありました。20日は松本市で県農業会議第8回総会が開催され事務局と私で出席させていただきました。21日午前中は第3回役員会、午後は東御市都市計画市民会議、22日は19市農業委員会協議会・事務局通常総会が大町市で開催され事務局長と2人で出席させていただきました。本日は、小諸市農業委員会と交流会が午後開催されます。

議長（会長） それではこれから議事に入りますのでよろしく申し上げます。本日の議事録署名は、杉田修司委員と小宮山信幸委員に申し上げます

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について11件の案件が出ています。事務局より説明申し上げます。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

3-1 ○○番他○○筆、図面は1ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど北にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人はこれまでも申請地で耕作を行っていますが、今後も農地の管理や耕作を継続していくため正式に農地を所有権移転するものです。申請地では引き続き造園用の苗木の栽培をする予定です。譲受人農地に隣接しており、問題ないと判断しました。

3-2 ○○番○○他○○筆 図面は2ページをご覧ください。場所は○○地籍にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では、大豆、トマト、白菜等を栽培する予定です。譲受人の自宅・農地と隣接した農地ということで、問題ないと判断しました。

3-3 ○○番○○他○○筆 図面は3ページから6ページをご覧ください。図面3ページは、○○線から東側の農地です。図面4ページは、○○から○○メートルほど南西にある農地です。図面5ページは、○○から○○メートルほど北東にある農地です。図面6ページは、○○から○○メートルほど南にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人は、県外在住で高齢のため農地の維持管理ができないことから譲受人に譲渡すものです。譲受人の父が農業をしており、教わりながらトウモロコシ・ジャガイモ・トマト等を栽培する予定です。農地の一部が原野になっており、荒廃している農地もありますが、農地の復旧計画が提出されており時間は要しますが伐採伐根し農地に復旧する予定です。譲受人の自宅から一番遠い農地でも車で○○分ということで問題ないと判断しました。

3-4 ○○番○○図面は7ページをご覧ください。○○から○○メートルほど東にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では、玉ネギ・ジャガイモ・ミョウガ・トウモロコシを栽培する予定です。譲受人は○○の方ですが、○○に職場があり常時従事は可能となっています。譲受人の職場から車で○○分ということで近いため問題ないと判断しました。

3-5 ○○番 図面は8ページをご覧ください。場所は○○から○○メートルほど北東にある農地です。譲受人は○○の方、譲渡人は○○の方です。譲渡人が高齢により農業ができないため譲受人に譲渡すものです。地目

は田となっていますが現状畑として利用されており、申請地ではキュウリ・トマト・ナスを栽培する予定です。譲受人の父が〇〇で農業を営んでおり、機械の提供や栽培技術について教えてもらえるとのこと。譲受人の自宅に隣接しており、近いため問題ないと判断しました。

3-6 〇〇番〇〇 図面は9ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇メートルほど西側にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。申請者の農地から徒歩〇〇分ということで近いため問題ないと判断しました。

3-7 〇〇番〇〇 図面は10ページ及び22ページをご覧ください。場所は〇〇地籍にある農地です。譲受人・譲渡人はともに〇〇の方です。申請農地は、過去に畑の形状を利用しやすいように交換しましたが、所有権移転が完了していなかったため正式に交換するものです。申請地は、これまでも畑として利用されており、所有権移転後も引き続き畑として利用していきます。譲受人農地から隣接しており、問題ないと判断しました。

3-8 〇〇番〇〇他〇〇筆 図面は11ページをご覧ください。場所は〇〇から北西にある農地が〇〇筆、南東にある農地が〇〇筆です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲渡人は、〇〇在住で農地の管理が難しく譲受人に譲渡すものです。申請地では、ブドウ・リンゴを栽培する予定です。申請者の農地から近いため問題ないと判断しました。

3-9 〇〇番他〇〇筆 図面は12ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇メートルほど東にある農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇の方ですが、〇〇の役員となっており、申請農地に通って農業します。申請農地ではワイン用ブドウを栽培する予定です。〇〇から徒歩〇〇と近いため問題ないと判断しました。

3-10 〇〇番 図面は13ページをご覧ください。場所は〇〇道〇〇線の〇〇の信号から〇〇メートルほど北東にある農地です。譲受人は〇〇の農地所有適格法人、譲渡人は〇〇の方です。一度、昨年12月に譲受人が個人で取得するということで農業委員会の総会で許可をしましたが、3条の下限面積撤廃に伴い法人として取得したいとの希望があり、再度申請がありました。申請地ではワイン用ブドウを栽培する予定です。自宅に隣接しており、農地所有適格法人としての要件を満たしていることから問題ないと判断しました。

3-11 〇〇番他〇〇筆 図面は14ページをご覧ください。場所は〇〇の北側にある農地が〇〇筆、南西にある農地が〇〇筆です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、申請農地で新規就農希望者等の研修圃場として活用するため譲り受けるものです。栽培予定作物は、キュウリ・トマト・アスパラです。令和〇〇年度に研修圃場として整備したうえで令和

〇〇年度以降キュウリ・トマト・アスパラ等の施設栽培を中心とした研修施設として活用していく計画です。また研修実施にあたっては〇〇・〇〇等とも連携していくことで、現在協議を進めています。地域の新規就農者獲得のために取得するものであり、市の農業振興に資するものであるため問題ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1からそれぞれ担当委員の説明をお願いしたいと思います。番号1の案件につきまして、小宮山信幸委員をお願いします。

小宮山委員 資料1ページをお開きください。〇〇のそばにある農地です。〇〇筆〇〇と〇〇ですが、畑は以前より〇〇さんが造園用樹木等を仮植されて使われていたところですが、〇〇から借りて長年使っていますが、今回この土地を譲り受けて継続し使われるということです。譲渡人の〇〇は〇〇にお住まいでしたが、今は生活拠点が〇〇のため譲渡したいということで話が進んだそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきましてご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決を取らせていただきます。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いいたします。

小宮山委員 続きまして資料2ページになります。譲渡人は〇〇の〇〇さんで、先月の案件に出た方でこの周辺に農地をたくさんお持ちの方です。譲受人の〇〇さんは、専業農家で土地〇〇筆に関しては、以前より借りて野菜等を作られていました。今回はそのうちの〇〇筆を譲り受けるもので、購入を希望されたということです。〇〇番が現状で〇〇番〇〇、〇〇番〇〇は分筆で、下側の方を取得するようになりました。残った部分も以前と同じように借りて作られるそうです。以上ですが、特別問題ありませんが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号2の案件につきまして、別の案件で5月に申請が出ており、同じ譲渡人ですがご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。

議長（会長） 続きまして、番号3の案件につきましてお願いいたします。番号3の案件は移動される土地が〇〇の農業委員の担当の方に属している部分がありますので、小宮山委員が代表して説明をしまして、そのあと比田井委員と井出委員は、補足説明をいただければと思います。それでは小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 それでは番号3について説明いたします。資料は3ページから6ページです。譲受人は〇〇で、相続で農地をお持ちですが〇〇にいますので、〇〇にあたる〇〇に今回農地を贈与することで申請されています。農地はすべて点在していて、山沿いの変形でその数も少ないしほとんど荒れたような農地です。ちなみに、4ページの〇〇番の右周辺は水田地帯ですが、ほとんど山に潜り込んでいるような状態で、ロケーションその他日当たり、水はけその他、復旧してもどうかというようなところ。5ページの〇〇番は、地目は水田ですが作られた形跡はほとんどない雑木林です。6ページの〇〇番〇〇の農地が多少の面積がありその周辺が畑になっていますので耕作が可能かと思えます。この農地に、〇〇の農地が接続して所有されているということです。かなり現状では厳しいですが、譲受人の〇〇は農地の復旧計画・作付計画を出されていて、木を切るなり原状回復をしたいという要望がありますが、会社勤めで、農業経験もなく農業機械もありません。時間を取るとすれば休日、私の見解では自家用野菜を作るにも難しいと思えますが、比田井さんと井出さんが補足ないしは農地の説明をよろしくをお願いします。

議長（会長） それでは比田井委員からお願いいたします。

比田井委員 それでは〇〇番〇〇についてご説明いたします。地図の6ページをご覧ください。〇〇にかかる〇〇から〇〇メートルほどです。地図にはありませんが、コンクリート舗装された幅〇〇メートルほどの〇〇の〇〇沿いにあります。道路は草刈など年3回、区の作業で整備されています。軽トラック、トラクターは通行可能です。隣接地は、道路、崖のところもあり東側と北側の一部は、私の畑と境界を接していますが、公図通り境界を追っていただければ、異存はありませんので申し添えます。なお、耕作放棄状態であるため復旧及び営農計画が出されていますが、伐採など危険を伴うので安全第一で進めていただくよう希望いたします。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。隣接地を含め比田井委員にご説明をいただきましたが、井出委員補足をお願いいたします。

井出委員 ○○番○○、資料3ページになりますが子供の頃に水田はありました。ただ、進入路は徒歩で行く道しかなかったような記憶があります。現在はもう山林になっていますので、そこを原状回復していくには相当時間がかかると思います。機械の入らないところですので、手作業でやるのは厳しいと正直なところ思っています。以上です。

議長（会長） 説明を3人の委員からお聞きしますと実質的には荒廃地面積が多いと感じました。事務局から譲り受ける○○からお聞きしている内容を説明いただきます。

事務局 復旧計画、営農計画の説明をさせていただきます。まず、○○番○○、図面は3ページの南側の農地について説明いたします。こちらでは葉物野菜を栽培する予定です。復旧計画の内容は、○○に農地の位置を特定し、○○から○○まで復旧作業を行い、○○から作付を開始する予定となっています。次に、その北側にある○○番についても同様に○○に位置を特定し、○○から○○にかけて復旧作業、○○から作付を開始する予定となっています。次に4ページ、○○番の農地ですが、こちらは日照条件が良いということで、復旧計画に記載されていて、トマト、カボチャなど陽性のものを栽培する予定となっています。こちらは、○○に復旧作業を開始し、○○に復旧作業が完了、そして作付を開始する予定となっています。次に、図面5ページ○○番は、少し日照条件が不良ということですので、作付予定作物はジャガイモなど半陰性のものを栽培する予定となっています。こちらは、○○から○○まで復旧作業をし、○○から作付を開始する予定です。図面6ページ○○番○○、こちらは日照条件も良いという判断がありブロッコリー、トウモロコシを栽培する予定です。○○復旧作業を開始し、○○から復旧作業とともに耕作可能範囲での作付を開始し、令和○○年度から全面で作付を開始する予定となっています。復旧作業の内容については、まず農地の境界がわからない部分もありますので農地の特定をし、草刈、雑木の伐採、抜根をご自身で行う予定です。その後、耕運機等で農地として復旧し、また水源等の確保、土壌の分析などを業者に依頼して栽培する予定の野菜を選定して、作付開始という流れになっています。また、生産された作物は、道の駅等での直売やインターネットでの販売を利用し、販路拡大も検討していく予定です。以上営農計画、復旧計画の説明です。

議長（会長） ありがとうございます。〇〇で最終的には全部畑に戻すということで、耕作放棄地、荒廃地が改善されれば、一番理想な形になっていますが、その期間の指導はできるだけ担当委員の皆さんに時々目を配っていただいて、指導なり助言をしていただければありがたいと思います。よろしいですか。ご質問ご意見ある方はどうぞ。

杉田委員 意見として、農業の3条申請の下限面積撤廃で、今回から新規での農業農地取得案件が4案件見受けられますので、今までの農業経験もない投機的な目的で農地の取得にならないという観点から慎重に審議していただければと思います。私の意見はこの3番の案件は問題ないと思います。以上です。

議長（会長） 下限面積の撤廃をされ結構こういう条件が出てくると思います。出てきた時は、申請を上げる前に農業委員の皆さんはできるだけ詳細にわたって確認し、相手の立場をよく理解していただいて、申請をするように指導していただければと思います。他にまだご質問、ご意見ありませんか。事務局から補足いただきます。

事務局 この3番の案件、事務局と申請者さんとのやりとりの関係も含めて各委員さん方からもかなり厳しい農地ではないかというお話がありますので、ご説明させていただきます。譲渡人の〇〇は、小宮山委員がおっしゃる通り相続でこの農地取得をされていますが、現住所が〇〇で〇〇歳のご高齢で、さらに法定相続人となられる方がいらっしゃらない方です。つまりこのままこの農地を取得したままお亡くなりになりますと、相続人不存在の農地になってしまうということもあり、遠縁にあたる近くに住んでいる〇〇へこの土地の管理を含めて譲り渡したいということでご相談のあった案件です。杉田委員のおっしゃるように下限面積が撤廃されたからといって荒廃農地でも何でも3条を移転できるということではないものですから、行政書士さん等を通じて譲受人の〇〇に譲り受けた農地については、必ず復旧作業をしていただかなければならないし、それにあたって、きちんとした復旧計画を提出していただかなければならないし、さらには営農もしていただかなければならないので、事情があるにせよ許可にはならないというお話をさせていただいた経過があります。その中で先ほどご説明させていただいたような復旧計画を出していただいていると、ご本人さんは兼業での就農になるため、時間がかかりかかる計画になっていますが本人さんは農業にはご興味もあり〇〇にいらっしゃるご両親は農家さんだということもあり、ご両親ともご相談いただきながら復旧を少しずつ進めていきたいというお話でした。そういった計画が出て参りましたので、相続

人不存在所有者不明の農地になってしまうよりは、地元で管理をしていただけの方への譲り渡しということで、全面的にはありませんが今回の3条の移転、やむを得ないため今回の申請を受けました。かなりの荒廃農地ということは事務局も承知はしていますがその辺の事情もあり、今後の農地管理、ご相談をさせていただく先としても所有者不存在の農地となるよりは致し方ないところかなということを考えていますので、その辺もお含みおきいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま事務局から補足説明をいただきました。他にご質問はありませんか。なければ採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号4の案件につきまして、小野委員より説明をお願いいたします。

小野委員 説明させていただきます。場所は〇〇線路、複線になった〇〇の線路が分かれています。違う路線になってそれによって孤立した土地が該当します。7ページの〇〇番〇〇は〇〇と、昔の〇〇線路に挟まれた土地で非常にアクセスの悪い土地です。ここに何件か畑をお持ちの方がいらっしゃいますが、軽トラは入れますが、農機は入りにくい場所です。購入される方の〇〇は〇〇の〇〇です。〇〇は〇〇通りにあり、社員が〇〇の会社です。社員の方に耕作をしてもらおうということです。売られる〇〇は腰が弱く農業をしていましたが、最近病気になり、年齢も〇〇で持っている田んぼに手を掛けられない状態で、手放したいということです。ちなみにこの場所の地積の〇〇番〇〇は隣接している土地が、全く同じ土地を線路によって分断された形で二つの土地になって申請が出ています。ご本人はもう百姓ができない、後継者もない、〇〇は社員を使ってそこで耕作をしたい、そのすぐ隣の土地を宅地として売りたいから購入したいということです。私とすれば問題ないと認識しています。採決をお願いしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま詳細にわたってご説明をいただきました。この関係につきまして、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして、番号5の案件につきまして保科委員より説明をお願いいたします。

保科委員 図面は8ページで、〇〇の途中の三角形の土地になります。譲受人の自宅の隣の場所で周りは宅地になっていますので、特に問題はないかと思っています。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。周辺が宅地で許可申請が出ています。番号5の案件につきましてご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして、番号6の案件につきまして田口委員より説明をお願いいたします。

田口委員 図面9ページをご覧ください。譲渡人が〇〇で〇〇歳、譲受人は〇〇、理由は譲渡人の〇〇は相続で取得しましたが農業後継者がいないため、どなたかに農業を引き継いでやってもらえる方に売り渡したいということです。譲受人は農業規模の拡大し、申請地を借り受けたいとのことで今回の成立になっています。譲受人は現在、農業兼会社員で、父親も農業兼農機具修理場をやって母親も農業で、〇〇が携わっています。申請地はこれまでも水田として利用されていて、所有権移転後も同様に水田として利用していきますので、周辺の農地の農業場の利用に影響はないと考えられます。また、農薬の使用方法についても地域の決まりに従っていくということで、特段問題がないと思われま。以上ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま説明の内容について、受ける方も農業をやっていますし兼業のようですが問題ないということです。ご質問ご意見のある方挙手の上発言をお願いいたします。では採決に入りたいと思います。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして、番号7の案件につきまして同じく田口委員より説明をお願いいたします。

田口委員 ご説明申し上げます。該当地は〇〇の集落内で、図面10ページをご覧ください。図面22ページは5条の3、4とも関係があり、〇〇と〇〇の境界が入り組んで、入り込んできているため直線にしたいという申請です。3条の7から一つずつ確認していきたいと思いますが該当地は〇〇平方メートルで申請地はこれまでも畑として利用されていて、周辺の農地の農業上に影響を及ぼすことはないと考えられます。農薬の使用方法につい

ても、地域の決まりに沿っていくということで特段問題がないと思われま
すので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。それぞれ農地の入り組みの修正を
したいということです。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願
いいたします。ないようですので、採決を取ります。番号7の案件につ
きまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたし
ます。続きまして、番号8の案件につきまして武舎委員より説明をお願
いいたします。

武舎委員 ご説明します。場所は11ページをご覧いただいて説明
します。〇〇線〇〇を〇〇から〇〇に入り一番上で〇〇番〇〇までの
距離が大体〇〇メートル、〇〇番〇〇の小さなところが中間にあり、
それから手前で〇〇から入りますと〇〇メートルぐらいに土地が〇〇
筆あります。譲受人は、果樹をやっていて土地が隣接してリンゴとブ
ドウが主です。それを現在、家族〇〇人でやっています。譲渡人は〇
〇に住んでいて、相続後農業がほとんどできないという状況です。
譲渡人と譲受人は〇〇です。譲渡人が今は耕作していないため、
譲受人の〇〇は気がかりだったということです。両者がそれぞれの
思いが合致したので、譲り受けて耕作していくということです。
小さな土地が〇〇箇所ありますが、道沿いのため農地を整理してい
きたいということです。特に、一番上の〇〇番〇〇は荒廃が進んで
きていて、〇〇かけて木を切って、造作していかないと土地には
なりません。〇〇筆あるところは譲受人の農地と隣接しているた
め、それを広げていくということです。問題ないかと思いま
す。ご審議のほどよろしくお願
いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。飛び地で受ける方も大変だ
と思いますが、よく見ていただきましてご質問ご意見をいただき
たいと思います。ご質問ご意見のある方は、挙手の上発言をお願
いいたします。ないようですので、採決に入りたいと思いま
す。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願
いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といた
します。続きまして、番号9の案件につきまして北沢委員より説明
をお願いいたします。

北沢委員 資料の12ページを出してください。場所は〇〇から
〇〇へ向かう道路のすぐ脇にありますが、この〇〇は見た目では
形状は1つです。今までの

経過がわかりませんが、ワイン用ブドウをやられていたのではないかと思います。トレリスが立ち27本あるため、かなり密植な栽培でワイン用ブドウだと形状から判断できます。醸造用の果樹をそのまま植えていくのではないかと思います。今まで植わっていたものは撤去されて綺麗です。それで連続する農地の隣接する下にかかなりの石垣が築かれて、高低差が生じています。その中で単独の栽培になろうかと思います。譲り受け、譲り渡しについて特に問題ないかと思われます。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま現地確認をした内容をご説明いただきました。全体的にご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。

杉田委員 この方も新規参入案件になるかと思いますが、どういう経過でこの方が取得する話になったのかを確認したいと思います。

議長（会長） 取得経過について説明を事務局からお願いします。

事務局 今回の申請農地ですが、今回の申請の前にすでに中間管理で利用権を結んでいて、ワイン用ブドウを栽培しています。今回、正式に所有権移転をしたいということになりましたので、3条の申請が出てきました。以上です。

議長（会長） 他にご質問ありませんか。採決に入りたいと思います。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め決定といたします。続きまして、番号10の案件につきまして田中委員より説明をお願いいたします。

田中委員 よろしく申し上げます。場所は資料の13ページを見ていただきたいと思います。〇〇の信号から〇〇メートルほど斜めに上がったところに、〇〇内にある〇〇で〇〇隣接農地です。今回の申請は、〇〇に個人事業主としてワイン用ブドウの栽培拡大のために3条申請をしていましたが、本年度より農地取得の要件が緩和されたことから、前回の申請承認の取消しを行い、個人取得から法人取得に変更したものです。譲渡人は〇〇で〇〇出身で、現在、〇〇にお住まいです。譲受人は〇〇で農地取得適格法人として〇〇が令和〇〇年〇〇月に、法人として設立をしています。〇〇は〇〇や地元の耕作困難な傾斜地に、ワインブドウを作付けして、〇〇ヘクタールほど栽培しています。地元の遊休荒廃農地解消にも取り組んでいただいています。この申請につきまして問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。譲受人は耕作放棄地等を率先してブドウ畑に変えているので、かなり貢献されているようです。ご質問ご意見ある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決に入りますがよろしいですか。番号10の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号11の案件につきまして同じく田中委員より説明をお願いいたします。

田中委員 場所は資料の14ページを参照していただきたいと思います。〇〇の下と西側の三角形の農地〇〇です。譲渡人は〇〇、現在〇〇にお住まいですがこの土地は昨年相続により取得したものです。実家は〇〇です。譲受人は〇〇で、〇〇周辺農地で長年、管理がされてなく大分荒廃化状態になっています。〇〇の会、また〇〇委員会の皆さんより、周辺農地の環境整備についての要望がありました。〇〇が今回新規就農希望者の研修圃場として活用するために、取得をしたいということです。西側の三角形の農地には〇〇棟のパイプハウスがあり、まだ活用が見込まれるため本年度中に修繕、改修等を行いまして、来年度には研修圃場として活用していきたいということです。研修圃場の管理や就農希望者の受け入れは、〇〇に依頼をする予定です。パイプハウスでは、キュウリ、アスパラ、トマト等の野菜の栽培をし、研修施設に充てていきたいということです。問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお聞きしたいと思ひます。

議長（会長） ありがとうございます。番号11の案件につきましては、基本的には景観等もありますが、研修センターで使う施設に持っていききたいということです。ご質問ご意見をいただきたいと思ひます。挙手の上発言をお願いいたします。

小野澤委員 〇〇で取得されるというお話しですので、現状を見ますとかなり農地が荒廃化しているということと、ビニールハウスも使える状態じゃない状況の中で、これを農地復旧、ハウスの修繕とかかってくるかと思ひます。〇〇で取得して、〇〇の方で管理していくということの中で、新規就農者の研修施設というお話がありますが、改善、修繕を相当しなければいけないと思ひますが、その費用負担的なものは誰がやるのか〇〇でやるのか、個人でやるのかその辺まずお聞きしたいと思ひます。〇〇でやるなら予算措置的にはどうなっているのか、お聞きしたいと思ひます。

議長（会長） 費用負担について、受け入れた側で費用負担をしていくかということと市としてもどういう形で受け入れるのか事務局の方で説明をお願いいたします。

事務局 この農地は新規就農者用の研修施設として復旧をした上で活用していくので、令和〇〇年度中に農地の復旧作業を行いまして、令和〇〇年度の新規就農希望者の研修圃場として活用していきたいということです。復旧に関しては、ビニールハウスの被膜が破れてしまっていて、農地全体に雑木や草が生えてきて荒廃化しているところがありますので、〇〇の方できちんと復旧をさせていただきます。その後研修以降の管理、製品の管理に関しては、〇〇また〇〇と連携しながら取り組んでいき、復旧に関しては〇〇で行っていくということで、現在、〇〇ともどのような研修体系で行っていくのか打ち合わせをさせていただいています。予定として今後〇〇議会等で必要な予算計上させていただいて復旧をさせていただくということで計画をしているところです。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの事務局の説明でよろしいですか。

小野澤委員 〇〇で復旧していくというお話ですが、現状で見ると相当に費用がかかるかと思えますが、〇〇で復旧すると費用がかかった場合はその費用負担を予算計上をしているのか、予算措置させられているのか、今後今年度中にやるとすれば今年度の予算にあるのかどうか、それとも職員が行ってやるのか、具体的にお話いただければと思います。

事務局 草刈程度は私どもの方でも手を出す予定でいますが、基本的には約〇〇ほど、全体でいくと〇〇ほどの広い面積ですので、〇〇議会に必要予算計上をさせていただいて、まだ取得の関係が今回出させていた段階ですので〇〇議会へ必要予算計上させていただいて、〇〇の費用で復旧をかけるということになって参ります。費用負担は市の方で負担していき、予算については今後〇〇議会へ補正予算を上程させていただいて可決後、復旧作業に取りかかるというような流れで計画をしています。

小野澤委員 ありがとうございます。ぜひ〇〇補正で上げていただいて、周辺は綺麗に環境整備をしていただければと思っていますので、よろしく願いいたします。

笹平委員 〇〇の名前ではなくて、〇〇の名前ではできないのですか。

- 議長（会長） 申請者の名前が〇〇の名前でいいのかということですね。
- 事務局 基本的には〇〇の施設として活用していくので、先行取得というよりは施設用地としての買い取りということになります。
- 笹平委員 申請者の名前が〇〇だと、個人的な取得に見えてしまう。
- 事務局 法人として代表者で〇〇の名前が出てきますが、登記上は〇〇とだけになりますので、現在〇〇の〇〇自体は既存の土地の先買等の管理等を行っていませんので、現在取得となると〇〇が単独での取得になっています。議案上は代表者の氏名を記載しますが、登記上は〇〇での登記になっています。
- 議長（会長） 今の説明でご理解いただきたいと思います。
- 小宮山委員 研修圃場というのはどこの管轄ですか支援センターですか。
- 事務局 基本的には東御市の農林課の管轄になります。単純に言いますと農林課の担い手支援系の管轄になっていますので、農業委員会で同じ係で担当していく施設ということにはなりません。新規就農者関係の支援が、担い手支援系ということになりますので、農林課の担い手支援係で最終的には管轄していくという施設になっていきます。
- 小宮山委員 他に東御市の研修圃場はあるのですか。
- 事務局 研修用の圃場というものはありませんが、就農トレーニングセンターという施設としてサンファーム研究圃場の脇にあります。圃場として新規就農者の研修圃場として活用している市の農地というものは他にはありません。
- 議長（会長） 業務分担表が年度当初に出ています。農業委員会事務局の担当の皆さんは、それぞれの農林課の職員で業務を兼務し、兼務内容が明確になっていますので、参考に見ていただければ仕事の仕分け等がわかるかなという感じもします。補足をさせてもらいました。他にご質問ありませんか。ないようですので、採決を取りたいと思います。それでは番号11の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。
- （全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。ここで5分だけ休憩をして、第2号議案に入りたいと思いますよろしく願いいたし

ます。

休憩

議長（会長） それでは再開いたします。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてお願いいたします。5-1 ○○、所有権移転です。資料は15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。5条2番につきましても1番案件と関連があるため一括の説明といたします。5-2 ○○番、所有権移転です。資料は同じく15ページ、18ページ、19ページをご覧ください。場所は○○にある農地です。太陽光発電事業敷地の申請です。譲受人は太陽光発電事業を行っている○○の業者です。譲受人は申請地に太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地におけるパネル枚数は○○枚と○○枚で、配置は図面17ページと19ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等につきましては、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に、生活環境課と現在協議中とのことです。なお、申請地は令和○○年○○月に農振除外済みです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして5-3 ○○番○○、所有権移転です。資料は20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。5条4番案件と関連があるため、一括の説明とさせていただきます。

5-4 ○○番○○、使用貸借権の設定です。資料は同じく20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。場所は○○の東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲受人は現在借り家に住んでいますが、手狭なため申請地を譲り受け住宅を建設するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして5-5 ○○番○○、使用貸借権の設定です。資料は23ページ、24ページをご覧ください。場所は○○の北にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は、○○の方です。譲渡人は○○の方です。譲受人は現在○○の借り家に住んでいますが手狭となったため、婚約者の父から農地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして5-6 ○○番○○他○○です。所有権移転です。資料は25ページ、26ページ、27ページをご覧ください。場所は○○の南にある農

地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方です。譲渡人は〇〇の方で、親子です。譲受人は現在借り家に住んでいますが手狭となったため父からの農地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして5-7 〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は28ページ、29ページ、30ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇信号の南東側にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は設備不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇で宅地分譲の実績があります。申請地にて、〇〇平方メートルから〇〇平方メートルの〇〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため転用は問題ないと判断しました。

続きまして5-8 〇〇番〇〇、所有権移転です。資料は31ページ、32ページ、33ページをご覧ください。場所は〇〇の南西側にある農地です。宅地分譲通路敷地の申請です。追認案件です。譲受人は不動産業を行っている〇〇の業者で、譲渡人は〇〇の方他〇〇名です。譲受人は、〇〇で建売分譲の実績があります。申請地にて〇〇平方メートルから〇〇平方メートルの〇〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

続きまして5-9 〇〇番〇〇、賃借権の設定です。資料は34ページ、35ページ、36ページをご覧ください。場所は〇〇線〇〇信号の北にある農地です。資材置き場、通路敷地の申請です。譲受人は〇〇社ありいずれも〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在隣接地で、申請者〇〇社が太陽光発電事業を計画しており施設設置に当たり資材置き場及び通路として利用し合うものです。設備設置後は現況復帰する計画です。工事に伴う、一時転用の申請で譲渡人は譲受人の申し出に応じたものです。農用地区域内農地ですが、一時的な利用に供するものであり、代替性がなく農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。それでは第2号議案番号1から説明いただきますが、1と2は同時説明でお願いします。採決につきましては、1番2番それぞれ取りましますのでよろしくお願いします。小宮山委員お願いします。

小宮山委員 それではよろしく申し上げます。場所は〇〇にある〇〇の北側近辺の山林に面した場所ですが、地目は畑です。資料は15ページから19ページです。〇〇番は雑木林、〇〇番〇〇は竹林になっています。農地ではない

状態ですが伐採して、野立ての太陽光を計画するという事です。〇〇年に今回の施工業者になる〇〇が〇〇キロワットの野立て太陽光発電を設置しています。今回はその両サイドの農地に、そこにそれぞれ〇〇キロワットの野立て太陽光発電を設置するという事です。山林に囲まれ景観的には周囲から見てもほぼわからないような場所です。問題になる排水もロケーション的にも特別問題が起きるようところでもありません。結構前からこの計画はありますが、〇〇並びに利害関係者等説明会で、特別反対意見問題になるようなことは出ていません。東御市の太陽光のガイドラインに沿った申請手続き並びに施工計画で話が進んでいます。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまの1番2番を併せて説明いただきました。ご質問される方も1番2番一緒に、意見等ありましたら挙手の上発言をお願いいたします。

小野委員 各地で太陽光絶対反対という看板をよく見ますが、ここの土地はないですか。

議長（会長） この予定されているところには反対の看板を立てられていますか。

小宮山委員 特別大規模なメガソーラーでもありませんし、〇〇区長さんに聞いた話では反対者が出てないそうです。

議長（会長） 東御市全体の中でも太陽光絶対反対というところがありますか。事務局お願いいたします。

事務局 太陽光絶対反対という看板が立っているところがあるかどうかまでは把握をしていません。市内で農地であろうと山林や雑種地であろうと、必ず生活環境課で検証させていただき、手続きを取っていただきます。併せて地元区、また隣接地権者さんの同意を取るので、若干難航しているというようところが幾つかあるようには聞いています。

議長（会長） よろしいですか。ないようですのでまず番号1から賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3、4について田口委員より説明をいただきたいと思います。

田口委員 それでは説明いたします。資料20ページ、21ページ、22ページをご覧ください。番号3、4ですが事務局の説明に沿って一括説明いたします。まず、5条3ですが先ほどの3条3で入り組んでる土地を直線にするということで、〇〇番〇〇を譲渡人が〇〇、譲受人が〇〇です。まず、〇〇は〇〇の息子さんで家を建てたいということで5条申請となります。現在、譲受人はアパートに住んでいて手狭になったために住宅を建設するための住宅敷地にしたいということです。次に5条4ですが、まず〇〇番〇〇、父親の〇〇から息子の〇〇に譲り渡し、番号3、番号4が〇〇平方メートル、〇〇平方メートルです。周辺農地との段差は少なく、敷地の法面を擁壁処理するため土砂の流出もありません。雨水は敷地内に浸透ますを設けて地下浸透処置を、汚水は公共下水道に排出ということです。特段問題はないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。それぞれの関係部署につきましても、許可が出ているようですのでその内容を含めましてご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の上発言をお願いいたします。ないようであれば番号順に採決を取りたいと思いますがよろしいですか。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) 全員賛成と認め、決定いたします。それでは番号5の案件に入ります。小野澤委員、説明をお願いいたします。

小野澤委員 それでは説明いたします。お手元の資料の23ページ、24ページの図面をご覧ください。場所は、〇〇から北へ約〇〇メートル上がった場所に位置する農地です。譲渡人は、〇〇の〇〇、譲受人は〇〇の〇〇です。現在〇〇は、〇〇の娘さんと結婚することになり新居を建設するというので、建設する場所を実家の近くで探していたという状況ですが、なかなか見つからなかったということです。妻になる方の両親に相談したところ父親の所有するこの農地に建てたらどうかということになり、今回申請しました。周辺の南側と北側西側に、農地がありそれぞれの方に説明し、同意を得ているということです。雨水については地下浸透処理、雑排水は公共下水道に接続するという計画です。特段の問題はないかと思いますが、ご審議の

ほどよろしくお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。周辺の環境条件については問題ないということですので、ご質問ご意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。ないようでありますので採決を取りたいと思います。この案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） 全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして、船田代理より説明をお願いいたします。

船田代理 説明させていただきます。地図については25ページ、26ページ、27ページをご覧いただきたいと思います。場所は〇〇より、〇〇メートルほど東側にある農地です。現在馬鈴薯等の自家用野菜が栽培されているところです。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇で親子になります。譲受人の息子さんですが、現在〇〇のアパートで暮らしていて、父親の土地を贈与により譲り受け、住宅を新築するということです。第1種農地ですが、周辺農地への影響はなく特段問題がないと考えられます。なお隣接農地の所有者には、事業内容の説明はすでに済まされているということですので、ご審議のほどよろしくお願いをしたいと思います。

議長（会長） ありがとうございます。周辺の農地に問題はないということ、周辺の建てられる環境の皆さんに建築面積等含めて事業説明してあるようですので、ご質問ご意見を受けたいと思います。挙手の発言をお願いいたします。特になければ、採決に入りたいと思いますがよろしいですか。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につきまして、小野委員より説明をお願いいたします。

小野委員 説明させていただきます。ご高齢で病気になられた方が、〇〇という不動産会社に土地を売りたいということで〇〇沿いの宅地になります。先ほどの畑と地続きですが、〇〇ができたために分断されて、一見離れていますがもともと繋がった土地です。〇〇の土地は道沿いに並んでいますので、現在は畑ですが住宅にして問題ない土地ではないかと思われます。すでにお客さんがそこでの土地が欲しい方がいるそうです。ご審議のほどよろしくお願います。

議長（会長） ありがとうございます。7番の案件につきましてご質問ご意見のある

方は、挙手の上発言をお願いいたします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号7の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして、保科委員より説明をお願いいたします。

保科委員 場所は〇〇沿いで〇〇の東で、〇〇の少し下になります。ここは〇〇区画で宅地分譲する予定の〇〇線の入口に当たります。地目は畑となっていますが、〇〇メートルぐらいの石がゴロゴロしているようなところで、とても農地としては使えるようなところではありません。これは特に問題はないかと思えます。以上です。

議長（会長） 説明がありましたが、宅地の造成地の入口の部分に畑があるのでよく見ていただきまして、ご意見ご質問の方は、挙手の上発言をお願いいたします。なければ採決を取りたいと思いますがよろしいですか。

小宮山委員 お聞きします。譲渡人が〇〇名ですが〇〇筆で共同所有になっているのですか。

事務局 ただいまの小宮山委員のご質問にお答えいたします。この申請があった〇〇筆に対して、所有権をお持ちの方が〇〇名いらっしゃったということになりますので、おっしゃる通りということになります。

議長（会長） 他にありませんか。なければ採決を取りたいと思いますがよろしいですか。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして武舎委員より説明をお願いいたします。

武舎委員 ご説明します。場所は、34ページ、35ページ、36ページで、〇〇の信号を〇〇方面に行き〇〇がありその裏手になります。譲渡人は〇〇に住んでいます。譲受人は、〇〇、〇〇、〇〇です。これは〇〇の関連会社で兄弟でやっています。この用地を借り受けるにあたって、この上に土地を取得されて、太陽光発電を設置するという計画をしています。この場所は大変傾斜地で、〇〇として心配だったので、区の説明会、それに関する協定書も結んで、運営にあたっては慎重にやって欲しいということで動いていました。そこで許可になり、物を運ぶようになった時に道がありません。一部、〇〇の

道があり幅が約〇〇メートルぐらいです。土手が崩れやすく、直して入ろうとしましたが周りに雑木があるので木が倒れてくるとか回転ができないということで、設置にあたっては相当悩んでいました。区としても、何かあったらということでしたが、〇〇の土地が空いていたので、資材置き場、荷物の運搬をできるのでお伺いをして了承を得ました。土地は南斜面ですが、グジャグジャしているので鉄板を引いて返す時に原状回復するように、約〇〇ですが、用具の運搬と資材の置き場を貸していただくということになったということです。周辺のところからここが一番いいと私も感じましたし、道がないところなので今後についてまたこれを返した後、管理面についてはどうやっていくのか注目をしながら見ていきたいと思います。特段これを借りることについては、最善と理解をいたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議長（会長） ありがとうございます。ただいま9番の説明をいただきました。ご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いいたします。一時転用ですので、特になければ採決に入りたいと思いますがよろしいですか。番号9の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定といたします。5ページに入ります。第3号議案、農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画6月分について説明します。資料の5ページが通常の利用権設定です。3件、3筆、合計3,045平方メートルです。資料の6ページが所有権移転です。2件、3筆、合計3,953平方メートルです。資料の7ページが中間管理機構を使った利用権設定です。3件、4筆、合計は8,531平方メートルです。全体の合計は8件、10筆、合計15,529平方メートルです。以上です。

議長（会長） ありがとうございます。第3号議案の農用地利用集積計画につきまして、質疑を受けたいと思います。内容を見ていただきまして、ご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。なければ採決に入りたいと思いますがよろしいですか。第3号議案、農用地利用集積計画について賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成ということで決定といたします。続きまして報告第1号に入ります。農地法第3条の規定による許可の取消しについて事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号、農地法第3条による許可の取消しについて報告いたします。〇〇番〇〇、図面は37ページをご覧ください。〇〇線〇〇の信号から〇〇メートルほど北東にある農地です。令和〇〇年〇〇月〇〇日付で、農地法第3条の許可を受けた農地になります。譲受人が個人で、ワイン用ブドウの栽培をするために取得しましたが、下限面積の撤廃により法人での取得が可能となったため、譲受人が経営する法人で取得するため、〇〇の許可を取消すものです。双方合意のもと許可の取消し申請が提出され、令和〇〇年〇〇月〇〇日付で、取消しが承認となりました。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。この内容については報告事項ですから、特にご質問ご意見ないと思いますが、ここで何かあれば受けたいと思います。報告第1号は終了とさせさせていただきます。

それでは次の内容に入りたいと思います。第3回農業経営改善計画認定審査会議案書をお開きいただきしたいと思います。事務局より説明をいたします。

事務局

それではお願いいたします。本日の案件については1件になります。〇〇で、更新案件になります。生年月日は、会社の設立年月日になり平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇としてやっていらっしゃる方です。平成〇〇年〇〇月に一番初めに認定農業者をとり、今回〇〇回目の更新です。住所は〇〇、代表者は〇〇です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は稲作と雑穀が現状、目標についても同じ稲作と雑穀ということです。(2) 農業経営の現状及びその改善に関する目標ですが、現状、年間所得〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇、目標も同様の〇〇で主たる従事者の人数は〇〇名で〇〇と奥様です。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標(1) 生産は作物については水稻とそばです。現状の作付面積、生産量についてはご覧ください。目標は蕎麦については、特に増やす考えはなく、むしろ減らしてきた経過があるようです。水稻は今後も徐々に作付は増やしていきたいということで、作付〇〇アールに対して生産量〇〇キログラムの目標を掲げています。加工販売その他は作業受託があります。現状〇〇円、目標は同等程度の〇〇円を掲げています。農用地及び農業生産施設は会社として借入を行い、現状〇〇アール、目標は〇〇アールです。農業生産施設は、育苗ハウスを〇〇棟、作業棟、精米所ライスセンター〇〇棟で目標は、同様のレベルで行ってきたいということです。③生産方式の合理化に関する現状目標・措置は、圃場を複数点在で、〇〇、〇〇、〇〇へ行って作業をしたりすることもあるので今後は集約しながら効率的に経営をしていきたいということです。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、現状、会計事務所

の方に経理をお願いして、今後も引き続きお願いしていくとともに、経営的な助言をもらいながら経営管理をしていきたいということです。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状、休日制度を特に設けていないため、時間のある限り仕事をしている状況なので、農繁期以外は休日制度を設けられるように雇用調整をしていきたいということです。経営の構成は以下の通りです。雇用者は、常時雇用は〇〇人で目標についても同様、臨時雇用は若干増やしたいということです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、田植え機、ドライブハロー、あぜぬり機、ロータリー、ダンプカー、育苗ハウスを掲げています。続いて、収支計画ですが、水稻と作業受託の合計で収入が〇〇ぐらい、その他自動車整備が〇〇ぐらいです。目標は、水稻を増やしていきながら収入を〇〇円ぐらいにしていきたいということです。合計で現状は〇〇円ぐらいの収入があり、目標は〇〇円ほどにして収入を上げていきたいということです。会社の場合は、所得の出し方が通常収入から経費を引いた分がそれぞれの収入になるわけではなくて、役員報酬、農業売り上げを算出させていただいて〇〇人当たりの所得が現状は〇〇円ほど、目標は〇〇円ほどです。それを〇〇倍にしたものが所得の目標になっていくということですのでご承知おきください。経費についてもご覧の通りでありますので、よろしく申し上げます。以上経営改善計画の説明については終わります。

議長（会長） ありがとうございます。榎原委員より説明をいただきたいと思います。

榎原委員 よろしく申し上げます。〇〇は私もよく存じていますが、〇〇で奥さんのお父さんが田んぼを大きくやっていますが、結婚して奥さんと〇〇を中心に水田を大きく経営されています。自動車整備の仕事も一緒にやっていて、非常に立派な経営をされている方だと思います。何回も更新をされていて、少しずつ経営を改善していく計画ですので、引き続き頑張っていたらと思っています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。榎原委員の説明がありましたが、それぞれの農業委員の皆さんがご意見あれば発言をしていただきたいと思いますがよろしく申し上げます。

杉田委員 〇〇は水稻耕作をかなりやっていることはわかりますが、他に自動車整備もかなりやっているということです。見ますと役員報酬も〇〇、従業員給与にもかなりは支払われていて、差引き収入が令和〇〇年が〇〇円、目標も〇〇円という収支計画書になっていますので、経営的には問題ないとは思いますが、農業でどれだけ所得が上がっているのか、農業でどれだけ収支が改

善されているのか、全く見えません。これは農業だけの収支計画を出すことはしていないのかと思います事務局に確認をお願いいたします。

議長（会長） ただいまの質問について

事務局 この会社の決算書を見ると、会社としての決算書が出ているもので、農業としてだけの利益だったりするものが出ていない状況ですので、合算して収支を出させてもらいました。

議長（会長） ただいまの回答で、ある程度理解してもらいましたか。どうでしょう。

杉田委員 こういう形態でも認定農業者として認定されるってことですね。確かに農業分野は頑張っているってことは伝わってきます。

小野澤委員 収支計画書の内容が、農業の他に自動車整備関係が今回入っていますが、統一した考え方が県の支援センターからあると思います。その指導はなかったのでしょうか。

事務局 現状は、指導は特別ななかったのでまた確認させていただければと思います。

小野澤委員 県の考え方もあるかと思いますが、その辺も一度確認してもらえればと思います。

議長（会長） それぞれご質問にあった件につきまして、事務局で確認をしていただけますか。確認した後、後日報告させてもらうということによろしいですか。他にありませんか。ないようですので本日の議案内容につきまして以上で終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)